

日本心肺補助学会 ECMO 認定制度規則

第1章 総則

第1条（目的）

本制度は、体外式膜型人工肺（ECMO）管理に関する医学・医療技術の進歩を促進し、その水準を向上させ、専門的知識・技術を有する人材育成・教育体制の整備を推進することを目的とする。それらにより医療安全の向上および国民の福祉に寄与することも目的とする。

第2条（認定）

日本心肺補助学会（以下、本会と略記）は、前条の目的を達成するため、この規則により、ECMO 認定医、ECMO 認証看護師、ECMO 認定臨床工学技士（以下、認定資格者と略記）を認定する。看護師資格については、本制度において「認証」の名称を用いる。

第3条（定義）

認定資格者とは、呼吸・循環・蘇生といった全ての領域における ECMO の適応判断・導入・管理・離脱および合併症対応に関する十分な知識・技術・経験を有する者とする。

第2章 認定制度の運用機関

第4条（委員会）

本会は本制度の適正な運用のため、ECMO 認定制度委員会（以下、認定委員会と略記）を設置する。

第5条（業務）

認定委員会は以下の業務を行う。

- （1） 認定制度の運用と運営
- （2） 試験実施と認定審査
- （3） 更新審査

第3章 認定申請資格

第6条（共通要件）

- (1) 医師・看護師・臨床工学技士いずれかの国家資格を有すること
- (2) 当該職種における臨床経験があること
- (3) ECMO 導入・管理等の臨床経験を有すること
- (4) その他詳細は各職種別の細則に譲る

第4章 認定審査と登録

第7条（申請）

認定を申請する者は、細則に定める認定制度申請書類と認定審査料を認定委員会に提出する。

第8条（試験）

認定委員会は、毎年1回、認定申請者に対して、申請書類の審査および認定試験(筆記)を行う。

第9条（認定の承認）

認定委員会は、認定資格者としての適否を審査しその結果を理事会に報告する。本会は、認定委員会が適切と認めた者を理事会の議を経て認定資格者として認定・登録し認定証を交付する。

第10条（認定証の交付料）

認定証の交付を受ける者は、別に定める認定登録料を納付しなければならない。

第5章 認定期間および更新

第11条（有効期間と更新）

全職種とも認定資格の認定期間は5年間とし、認定後5年毎に更新をしなければならない。

第 12 条（更新）

認定更新を申請する者は、細則に定める認定更新申請書類と更新審査料を認定委員会に提出しなければならない。認定更新の要件に関しては各職種別に細則で定める。

第 13 条（更新の承認）

認定委員会は、毎年 1 回、認定更新申請者に対して申請書類の審査を行いその結果を理事会に報告する。本会は、認定委員会が適切と認めた者を理事会の議を経て認定資格者の更新を承認し認定証を交付する。

第 14 条（例外措置）

海外留学、病気、出産・育児、介護、その他、認定委員会が妥当と認める理由があれば、本人の申請に基づき原則として 2 年を上限に更新期間を延長できる。なお、その期間中は認定資格を有するものとする。

第 6 章 資格の喪失

第 15 条（資格の喪失）

認定資格者は次の各項の理由によりその資格を喪失し、認定を取り消す。

- (1) 日本の国家資格免許を喪失・返上したとき、または取り消されたとき
- (2) 当人が認定を辞退したとき
- (3) 認定更新手続きが行われなかったとき

第 16 条（認定取り消し）

認定資格者として不適切な行為のあったときや申請書類に虚偽の記載があることが判明したときは、認定委員会および理事会の議決によって認定を取り消すことができる。ただし、この場合その認定資格者は必要に応じて疑義照会を行うことができる。

第7章 補則

第17条

この規則を施行するため、別に細則を定める。

第18条

この規則は、理事会の議を経て変更することができる。

付則 この規則は、2026年5月12日に制定し、2026年5月12日から施行する。